

伊佐市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月30日(火) 午前8時58分から9時36分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室

3. 出席委員 (24人)

会 長
委 員

13番委員

農業委員

1番委員
2番委員
3番委員
4番委員
6番委員
7番委員

8番委員
9番委員
10番委員
11番委員
12番委員

農地利用最適化推進委員

1番推進委員 9番推進委員
2番推進委員 10番推進委員
3番推進委員 11番推進委員
6番推進委員 12番推進委員
7番推進委員 14番推進委員
8番推進委員 15番推進委員

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1 1番委員 1 2番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前8時58分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。
利用状況調査が始まって2ヶ月が過ぎました。あと1ヶ月ということで、来月9月の総会までです。まだ暑い日が続きます。また、台風も北上するという予報が出ておりますので、台風対策もしっかり行っていただき、体に気を付けて活動をしていただければ有り難いです。開会前に事務局からありましたように、県農業会議より講師が参りまして農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会を開催するということですので、よろしくお願いたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。11番農業委員と12番農業委員に願いたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後に願いたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから2ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が6件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号を願いたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に

について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。6ページの総括表をご覧ください。期間は6年から10年で、面積は合計44,313㎡で利用権を設定する者の数は9人、設定を受ける者の数は5人です。土地の詳細については資料3ページから5ページ、番号1番から9番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から8番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る8月26日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 AMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 YEさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字川西3463番、地目は田、地積は1,581㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、72,816㎡で取得可能面積であります。農業従

事者は2名で、通作距離は約0.3kmであり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要な書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきままして、去る8月24日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたしまます。

申請人 HTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 HEさんは、鹿児島市大明丘に居住される市外住民で、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字小苗代原2499番22、地目は畑、地積は481㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、6,896㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約0.3kmであり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めまます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきままして、去る8月20日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたしまます。

申請人 MNさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 MKさんは、東京都葛飾区柴又に居住される市外住民で、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字江川尻1105番1ほか9筆で、地目は田が9筆で6,030㎡と畑が1筆で276㎡、地積は10筆合計で6,306㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、16,306㎡で取得可能面積であります。農業従

事者は3名で、通作距離は自宅から約3 km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、事務局の報告を求めまます。

事 務 局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきままして、去る8月26日に現地調査を行いましたので、事務局が報告いたしまます。

申請人 SYさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は86歳です。

渡し人 KYさんは、福岡県嘉麻市椎木に居住される市外住民で、年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字藪添361番3で、地目は畑、地積は493 m²の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、4,783 m²で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.2 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めまます。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきままして、去る8月23日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたしまます。

申請人 HMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は55歳です。

渡し人 KKさんは、福岡県大野城市大城に居住される市外住民で、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳傘田1024番1ほか4筆で、地目は全て田、地積は5筆合計で4,785 m²の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は38,904 m²で取得可能面積であります。農業従事

者は2名で、通作距離は自宅から約3 km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、12番農業委員の報告を求めまます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきままして、去る8月27日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたしまます。

申請人 ITさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は64歳です。

渡し人 IMさんは、北九州市小倉北区熊谷に居住される市外住民で、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字佛田1240番1、地目は田、地積は774 m²の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は8,771 m²で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約0.5 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきままして、去る8月23日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたしまます。

申請人 HSさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は33歳です。

渡し人 NTさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は98歳です。

申請地は、伊佐市大口大島字樋掛241番ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で3,430 m²の所有権移転贈与になります。

受人は新規就農者ですが、今回取得する面積が3,430 m²であり取得可能面積となります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2 km

で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、1番農業委員の報告を求めまます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきままして、去る8月20日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたしまます。

申請人 THさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 TTさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字柳田277番ほか5筆で、地目は田が4筆で6,180㎡と畑が2筆で167㎡、地積は6筆合計で6,347㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、5,824㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということございませますので、お諮りいたしまます。

整理番号1番から8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から8番については許可が決定いたしま

した。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数8件について、8件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）・除外・農業委員 編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る8月23日、申請人であるSYさんの立会いのもと、1番推進委員、3番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私11番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口原田にお住いのSYさん66歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字平田1238番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で655㎡であります。

申請地は、伊佐農林高校から西へ約800mに位置し、周囲の状況は、東側は田、西側が道路を挟んで宅地と畑、南側は宅地、北側は宅地であり、用途区分変更後に農業用施設を建築する計画であります。

この申請は具体的な転用計画があり、転用において汚排水処理、被害防除が整備される予定です。また申請地は農用地区域の周辺部であり、用途区分変更により周囲の農地への影響はないものと思われま

す。用途区分後の申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、転用目的が農業用倉庫建築のため転用可能かと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において区分変更はやむを得ないと判断いたしましたが、委員の皆様のご審議方よろしく願います。報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、意見が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る8月23日、申請人のSYさんの立会いのもと、1番推進委員、3番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口原田にお住いのSYさんで年齢は66歳です。

申請地の所在地は、伊佐市大口原田字平田1238番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で655㎡であります。農地区分は農用地区域内農地となっており転用目的は農業用倉庫の建築です。また、非線引きの都市計画区域内であります。

申請地は、伊佐農林高校から西へ約800mに位置し、周囲の状況は、東側は田、西側が道路を挟んで宅地と畑、南側は宅地、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について1農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る8月23日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、4番農業委員、2番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私1番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市下荒田にお住いのANさんで、市外住民です。

譲渡人は、霧島市横川町上ノにお住いのKEさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第1種農地で集落接続施設となっており、転用目的は一般住宅です。

申請地は、伊佐市大口篠原字芳ヶ迫890番3で、地目は田、地積は331㎡です。

所在地は、大口中央中学校から北へ約0.5kmに位置しており、東側は田、西側は宅地、南側は田、北側は田であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号2番について、去る8月23日、申請人の会社代理
人 TSさんの立会いのもと、14番推進委員、私8番農業委員の2名で
共同調査をしましたので、私8番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市鷹師に所在のある 株式会社Eで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住いの YKさんです。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地で、転
用目的は太陽光発電施設です。パネル枚数は288枚、発電設備の出力は
49.5kWを計画しております。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5162番で、地目は畑、地積は1,
473㎡であります。

所在地は、まごし館から北西へ約1.2kmに位置しており、南側は転
用地、東側は山林、北側は山林、西側は転用地、周囲に与える影響はない
かと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、定款、被
害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関す
る誓約書、許可前に誤って造成工事に着手してしまったため顛末書が添付
されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切で
あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いい
たします。以上で報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番、4番については、一体事業であり関連がありますので一括で報告をお願いします。2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番、4番について、去る8月23日、申請人の株式会社G 代表取締役 TTさんの立会いのもと、11番推進委員、私2番農業委員の2名で共同調査をしましたので、私2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈南浦に所在のある 株式会社Gで農業生産法人であります。

3番の譲渡人は、名古屋市北区上飯田南町にお住いの MSさん、年齢は88歳で市外住民であります。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字年ノ宮2772番1で、地目は畑、地積は314㎡であります。

4番の譲渡人は、伊佐市菱刈重留にお住いの MKさん、年齢は69歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字崎山2689番ほか1筆で、地目は田が1筆で930㎡と畑が1筆で477㎡、地積は2筆合計で1,407㎡であります。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は農業用資材置場です。

所在地は、本城小学校から南西へ約400mに位置しており、南側と東側は山林、北側は墓地、西側は市道であり、周囲に与える影響はないかと思われます。ただ、昨年ロール藁の置場として盛土をしてしまったため始末書が添付されております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

- 議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番、4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 賛成多数。よって整理番号3番、4番は、処分決定いたしました。
- 議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について、4件が処分決定いたしました。
- 議案第6号 —————
- 議 長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。
- 7 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、
農 業 委 員 去る8月23日、申請人の親族である KSさんの立会いのもと、12番
推進委員、15番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしました
ので、私7番が報告します。
申請人は、始良郡湧水町米永の KHさんです。
申請地は、伊佐市菱刈川北字宮後2967番、地目は畑、地積は44
8㎡です。
申請地の所在地は、菱刈中学校から南西へ約800mに位置しており、
東側、西側、南側、北側は全て宅地であります。
非農地になった時期及び理由としては、以前は桑畑でしたが養蚕廃止
後ビニールハウスを建てて農業用機械の倉庫としていたが、台風によりハ
ウスが倒壊したため、昭和53年頃に鉄骨の倉庫を建築して現在に至って
おります。
調査の結果、既に農地性は喪失していて、農地への復旧は困難である
と3名の調査員とも判断しました。
添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、近隣住民の方から
20年以上宅地として利用されていたことの証明書が添付されています。
委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わり

		ます。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の 挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員		議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号2番について、 去る8月23日、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、1 番農業委員、2番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしました ので、4番が報告します。 申請人は、伊佐市大口里にお住いの TAさんです。 申請地は、伊佐市大口原田字先陣2325番、地目は畑、地積は83 1㎡です。 申請地の所在地は、ルミエール忠元から南へ150mに位置しており、 南側は畑、東側は田、北側は畑、西側は宅地であります。 非農地になった時期及び理由としては、昭和47年1月26日に農業 用倉庫及び休憩所を建築して現在に至っております。 調査の結果、既に農地性は喪失していて、農地への復旧は困難である と3名の調査員とも判断しました。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されていま す。委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わ ります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第6号「非農地証明願」については、2件申請のうち2件の非農地証明が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。8月の月例報告をいたします。5日、8月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありましたが、議案が無かったため出席しておりません。

23日、現地調査を一斉にしております。30日、本日は第6回農業委員会総会です。

9月の行事予定ですが、5日に9月の定例常設審議委員会が鹿児島市にあります。21日が現地調査です。28日が第7回農業委員会総会です。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様方からご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 以上で、令和4年度 第6回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時36分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 1 番

伊佐市農業委員 1 2 番